

独立行政法人 国立健康・栄養研究所の概要

1. 設立目的

国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

2. 設立時期 平成13年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員	4名（理事長1名、理事1名、監事2名（非常勤））
職員	38名

4. 業務概要

- 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。
- 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
- 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
- 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 健康増進法第10条第2項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。
- 健康増進法第26条第3項（同法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第26条第1項の規定による許可又は同法第29条第1項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。
- 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。

独立行政法人 医薬基盤研究所の概要

1. 設立目的

医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成17年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員	4名（理事長1名、理事1名、監事2（非常勤））
職員	80名

4. 業務概要

- 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。
- 基礎的研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- 試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてのあっせんすること。
- 海外から研究者を招へいすること。
- 医薬品技術及び医療機器等技術に関する情報を収集し、整理し、提供及び調査すること。
- 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと。

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所の概要

1. 設立目的

事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成18年4月1日

3. 役職員数（平成25年4月1日現在）

役員 5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員 100名

4. 業務概要

職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、以下の研究を重点的に実施。また、厚生労働大臣の指示を受けて、労働災害の原因の調査及び立入検査を行う。

（1）産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。

（2）産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。

（3）職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。